平成２２年（フ）第１２７２号
広島市佐伯区五日市４丁目13番５号
債務者　田中　孝雄
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政治
4　破産債権の届出期間　平成22年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月10日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６５９号
大阪市住吉区苅田１丁目４番16―610号
債務者　西山　健二
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村ゆかり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４６号
岡山県倉敷市中島438番地６、住民票上の住所岡山県倉敷市船穂町船穂757番地１
債務者　尾上　博之
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　克仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１３０２号
仙台市青葉区赤坂１丁目10番地の３
債務者　郷古　益弘
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神坪　浩喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月17日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
宮城県遠田郡美里町平針字中川前三番10番地
債務者　橋本百利子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第７４１号
大阪府岸和田市五軒屋町５番14号
債務者　淡路　義和
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　英久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６１１４号
大阪府東大阪市新鴻池町13番６―303号
債務者　庄　　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４０号
函館市昭和４丁目48番17号
債務者　笹川江里香
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１０号
埼玉県越谷市大字向畑528番地17
債務者　佐々木　稔
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
埼玉県春日部市備後東１丁目21番７―104号
債務者　北原都紀雄
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
埼玉県越谷市大字袋山1218番地１いわき荘101
債務者　木下　米市
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目13番12号　ブリーズ粕壁東203号、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣483番地５
債務者　吉田春子こと　許　　春子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
埼玉県越谷市越ヶ谷３丁目３番８号
債務者　野上　憲昭
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
岐阜県養老郡養老町柏尾662番地１
債務者　栗本　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
奈良県橿原市地黄町276番地の１　ダイアパレス大和八木205号
債務者　山﨑さつき
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
奈良県北葛城郡王寺町太子３丁目４番34号、前住所奈良県北葛城郡上牧町緑ヶ丘２丁目３番17号
債務者　多田　弓子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
奈良県橿原市出合町168番地の３
債務者　関山賢太郎
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係